



平成28年11月8日

海上保安庁

## 「国際水路機関条約改正議定書」が発効します

～より安全で効率的な航海の実現へ向けて～

国際水路機関（IHO）条約改正議定書が平成28年11月8日に発効することとなりました。情報通信技術などの急速な進展に追いつくために、水路業務の国際基準等について、より迅速な意思決定が必要となっています。今回の条約改正により、今まで5年毎だった総会が3年毎の開催となり、今後さらに電子海図の利便性が向上し、航海がより安全で効率的になること等が期待されます。

より安全で効率的な航海を目的とし、海図などの国際基準を定める国際水路機関（IHO）において、電子海図やAIS、インターネットによる航海情報提供等、情報通信技術の近年の急速な進展に対応するため、IHO条約改正議定書が本年11月8日に発効することとなりました。

今回の条約改正により、今まで5年毎だった総会が3年毎の開催となること等により、日進月歩の情報通信技術や海洋調査技術などに対応して迅速な意思決定が可能となることで、電子海図の利便性向上等により、航海安全に加え、海洋開発、海洋環境保全、防災・災害対応等の海洋活動の基礎となる海洋情報整備の促進も期待されます。

海上保安庁は、今後もIHOでの活動を通じ、水路業務における国際的な取り組みに貢献していきます。

### （参考）

- 国際水路機関（IHO）は海図などの航海用刊行物の改善により、航海を一層容易かつ安全にすることを目的として、IHO条約に基づき1970年に設立された国際機関です。我が国では設立当初から海上保安庁海洋情報部が水路業務担当部局として議論に参画しています。
- 平成17年4月にモナコ公国で開催された第3回臨時国際水路会議において採択された国際水路機関（IHO）条約改正議定書は、平成28年8月8日に締結国数が議定書の発効要件である48カ国に達したことから、同条約の規定に基づき、同日の3ヵ月後となる本日（11月8日）より効力を生ずることとなります。
- 水路業務とは、海の深さ、海底地形、潮汐、海流などを測定し、海図をはじめとした航海用刊行物として成果を提供することで、航海安全等に貢献する業務のことです。